

保険者協議会に関する改正事項(案)

改正の背景

- 社会保障審議会医療部会では、平成25年12月27日に医療法等改正に関する意見をとりまとめ、その中において、地域医療ビジョンを実現するために必要な措置として、都道府県が医療計画を策定する際には医療保険者(保険者協議会)の意見を聞くこととされている。

医療法等改正に関する意見(平成25年12月27日社会保障審議会医療部会)(抄)

Ⅱ 具体的な改革の内容について

1. 医療機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの構築に資する在宅医療の推進について
(3) 地域医療ビジョンを実現するために必要な措置(必要な病床の適切な区分、都道府県の役割の強化等)

② 医療保険者の意見を聞く仕組みの創設

- ・都道府県が医療計画を策定する際には、医療保険者の意見を聞くこととする。
- ・その際には、都道府県ごとに設けられている医療保険者による協議会である保険者協議会の意見を聞くことも必要である。

改正の内容

- 今回の医療法改正において、都道府県が医療計画を策定する際には保険者協議会の意見を聞くこととする。
- 上記に伴い、現在実行上都道府県ごとに設けられている保険者協議会を法律(高齢者の医療の確保に関する法律)に明記するとともに、現行において担うこととされている以下の業務を位置付けることとする。
- ・特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者や関係者間の連絡調整
 - ・保険者に対する必要な助言又は援助
 - ・医療に要する費用等に関する情報についての調査・分析等
- 今後、保険者協議会が十分にその機能を発揮できるよう、その方策等については更に検討を進める。

施行日

地域医療ビジョンの策定(平成27年度～)に併せて施行予定